

(ポイント)

●当地旅行代理店による日本行きチャーター便を利用する方の内、カトマンズ外からカトマンズに来られる方については、以下の必要書類・情報を用意の上、各郡の CDO (CHIEF DISTRICT OFFICER) から通行許可証を取得していただきますようお願い致します。

在ネパール大使館の注意喚起 (安全情報 20-44)

当地旅行代理店による日本行きチャーター便の運航予定について (その 4)

1 内務省から各 CDO (CHIEF DISTRICT OFFICER) に対して、今次のチャーター便を利用する日本人に通行許可証を発行するよう指示したとの連絡がございました。つきましては、今次チャーター便を利用する方の内、カトマンズ外からカトマンズに来られる方におかれましては、以下の必要書類・情報を用意の上、各郡の CDO (CHIEF DISTRICT OFFICER) から通行許可証を取得していただきますようお願い致します。ただし、CDO によっては下記以外の書類・情報が求められる可能性も否定出来ませんので、予めご了承願います。そのため、事前に各 CDO に必要書類・情報につきご確認されることをおすすめします。

・ 必要書類

- (1) 当該日本人のパスポート原本
- (2) 使用する車両の車両番号
- (3) 車両を運転する運転手の氏名、連絡先及び ID 番号
- (4) 当館から外務省経由で内務省に送付したオフィシャルレター (以下の当館 HP から印刷可能です)

(当館 HP) <https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100054555.pdf>

2 前回のチャーター便運行時にはネパール内務省より、カトマンズ外からカトマンズに到着した後は外出を控えるよう連絡がございましたので、今回においても、カトマンズに到着された後は極力宿舎等から外に出ないようにお願い致します。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。(オンライン在留届 HP :

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡ください。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国

届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話 4426680

※ 閉館時（休館日や夜間など）には、上記電話から緊急電話対応者に転送されます。（了）